

佐賀県神社庁 令和4年度 神宮大麻頒布結果

| 支部名 | 大 | 中 | 普 | 計 | 前年比 | 支部名 | 大 | 中 | 普 | 計 | 前年比 |
|-----|----|-----|-------|-------|------|-----|-----|-------|--------|--------|------|
| 第2南 | 11 | 194 | 4,033 | 4,238 | 85 | 東松西 | 15 | 155 | 3,625 | 3,795 | -50 |
| 第2北 | 52 | 245 | 6,032 | 6,329 | 0 | 西松浦 | 30 | 272 | 8,597 | 8,899 | -95 |
| 神 埼 | 11 | 232 | 5,946 | 6,189 | -216 | 杵島西 | 64 | 550 | 8,670 | 9,284 | 45 |
| 三養基 | 39 | 525 | 8,965 | 9,529 | -70 | 杵島東 | 19 | 339 | 4,727 | 5,085 | -45 |
| 小 城 | 14 | 96 | 6,720 | 6,830 | 20 | 藤 津 | 65 | 660 | 10,509 | 11,234 | -255 |
| 東松東 | 22 | 368 | 4,818 | 5,208 | 75 | 第 一 | 102 | 631 | 4,279 | 5,012 | -60 |
| 唐 津 | 45 | 400 | 4,700 | 5,145 | 100 | 神社庁 | 0 | 4 | 2 | 6 | 2 |
| | | | | | | 合 計 | 489 | 4,671 | 81,623 | 86,783 | -464 |

事務連絡

令和五年二月七日付

佐賀県総務部法務私学課長名・各教(宗)派の佐賀県代表者宛

▼消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の改正案に関するリーフレットの周知について(依頼)

貴法人におかれましては、日頃から宗務行政に御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)が令和五年十月一日に開始されることに伴い、令和四年十二月二十二日付け法私第三一四七号にて周知を行ったところですが、令和四年十二月二十三日に閣議決定された令和五年度税制改正の大綱において、主に中小企業者を対象としたインボイス制度に関する負担軽減措置が講じられることとなっております。

ついては、文化庁のホームページに掲載されており、別添二種類のリーフレットを御確認いただき、当該制度に関する負担軽減措置について本県内の貴教(宗)派に周知いただきますようお願いいたします。

担当

法務私学課 公益法人担当

以上

電話 ○九五二二二五七〇〇二

橋本、熊本

令和五年二月七日付神政発第二四四号
神道政治連盟会長名・本部長宛

▼神道政治連盟「表彰に関する内規」の一部改正について

標記の件、去る一月二十日開催の役員会での議決を経て、神道政治連盟「表彰に関する内規」が変更となり、即日施行となりました。

此度の内規の改正は、昨年四月五日に開催した表彰審査会において、本連盟の諸施策推進に尽力する若手神職を表彰対象とする新たな制度構築の検討について意見があつたことを踏まへ、組織の更なる活性化に資するべく内規を変更するものであります。

つきましては、別紙の通り改正内容をお示し致しますので、御承知置き願ひます。

尚、本改正内規は、令和四年度被表彰者の内申より適用されますことを申添へます。

※別紙 省略

以上

令和五年二月九日付研祭発第六号
神社本庁総合研究所長名・神社庁長宛

▼学芸奨励金(令和五年度) 公募の件

標記の件、学芸奨励金は、斯道の振興に貢献する文化活動・研究活動に対してその実績を顕彰し、かつ奨励することを目的に、昭和二十四年に制度化されました。諸般にわたる研究や調査活動の振興は、教学興隆の基礎をなすものであり、その支援を行ふことは本庁の務めとするところとす。平成二十一年度には、本制度が、その振興策の一助となるやう、「学芸奨励金支給規程」第一条を変更し、これから神社神道の興隆に寄与し得ると認められる、新たな研究や調査活動に対しても支給出来るやうに致しました。つきましては、貴管内において、この学芸奨励金を希望する者がありましたら、別紙「学芸奨励金支給規程」「学芸奨励金募集要項」に基づき、御申請下さいますやう通知申し上げます。

以上

募集要項抄

一、対象

- (1) 神社神道に関する学術、芸能等の研究、調査及びその他事業で、斯道の振興に貢献するところ顕著と認められるもの。
- (2) 神社神道に関する研究、調査及

びその他事業で、斯道の振興に寄与し得ると認められるもの。

一、募集

奨励金を希望する団体または個人は、神社庁を経由して本庁統理に申請する。

一、募集期間

令和五年四月一日～六月三十日

一、支給額

団体…三十万円以内
個人…十万円以内

一、支給日

令和五年八月(予定)

※詳細は神社庁までお尋ね下さい。

◆◆教化委員たより◆◆

佐嘉神社権禰宜 溝上 忠秀

平素より当会の活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、私の所属している第一部会の研修では、以前より皆様から頂いているアンケートを元に、有意義な研修会を開催すべく日々活動を行っております。研修内容、日程、講師の選定等、議論を重ねる段階ではございますが、皆様方にご納得いただける研修会を開催致しますの

で、その折には是非ともお時間を作っていただき、ご参加いただければ幸いに存じます。

また、先日より各支部へお願いしております、神社史編纂における神社明細書や、神社庁ホームページ作成に必要な神社殿の写真の取り纏めを取り急ぎ行っておりますので、佐賀県の神社界発展の為、引き続きご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

◆◆研修了報告◆◆

唐津神社禰宜 戸川 健士

去る令和五年二月十四日、東京参議院議員会館に於いて「第二十一回神道政治連盟時局対策連絡会議」が開催され全国より青年隊長や幹部など六十九名が参加しました。

開講式ではまず国旗儀礼・国歌斉唱の後、宣言綱領を唱和し、打田文博神政連会長が挨拶、来賓の山谷えり子参議院議員に続き城内実衆議院議員が挨拶されました。

今回の会議は「我が国の安全保障を考える」と主題を掲げ、第一講では防衛省顧問で内閣官房参与の島田和久氏、第二講では同志社大学教授の兼原信克氏に

講義を賜りました。

両講師とも一貫して繰り返されたのは「抑止力」という言葉でありました。近年、隣国である中国、ロシア、北朝鮮は軍事力を益々強大化させ、その脅威は予断を許さない状況となつている事はご承知の通りです。「自分の国は自分で守る」という命題が今現実の課題となつていきます。

講義の中で、我が国の安全保障の目標達成の為の三つのアプローチとして第一に防衛力の強化、第二に日米同盟の抑止力と対処力の強化、第三に同志国との連携強化を上げ、あらゆる努力を統合することで国民の命と暮らしを守ることが政府の責務であると述べられました。他国に攻撃をさせない、またできないと思わせる防衛力を強化していく事が急務となつていきます。ロシアのウクライナ侵攻は決して対岸の火事ではなく、日本はそのロシアとの北方領土主権問題を抱えるほか、新型核ミサイル開発を進める北朝鮮による連続するミサイル発射問題、また尖閣諸島略取を目論む中国による領海、領空侵犯問題、さらには台湾統一実現に向け中国が武力行使を実行すれば我が国の与那国島、石垣島など先島諸島一帯が戦域となることが危惧さ

れるという問題も抱えています。講義の中で島田氏は中国人民解放軍が百周年を迎える二〇二七年までに中国は何らかの動きをするのではないかと推測していると言及しました。

これに対して、日本は他国の侵攻を抑止する鍵となる反撃能力(敵基地攻撃能力)を強化しており、国産の「一二式地对艦誘導弾」の長射程化に取り組んでいるものの、実用化は二〇二六年度の見通しとなつていきます。開発の進行次第ではさらに配備が遅れる為、政府は来年度に米国より巡航ミサイル「トマホーク」約五〇〇発を一括購入することを決めました。今後五年間で必要となる防衛費は四十三兆円程度と試算されており、これには日本経済の安定的成長も重要となつていきます。

また人的防衛力強化の問題では自衛隊のなり手不足と言われているのは間違いであると指摘され、定員割れと言われる要因は法定定員に必要な人件費が認められていないことにあります。国防もさることながら災害大国の日本にとって自衛隊は大きな支えとなつており、国は一元的に人員を維持し全国展開出来る体制を強化する必要があるのではないかと語られました。

こういった防衛力強化目標達成の為には憲法改正を含めた関連法の整備は不可欠であり、国防と憲法の在り方は国会だけでなく国民ひとり一人が向き合うべき課題であります。我々神職も今危機ともいふべき安全保障問題を共有し、引き続き憲法改正に向けた実践活動を行わなければならないと感じました。

また閉講式では有村治子参議院議員も登壇され、力を入れてこられた領土問題について報告がありました。日本の離島(有人島以外・外周百メートル以上)の数が統計と実体が間違つているのではないかと有村氏が指摘をされたことから政府が数え直したところ、今まで統計のある六八五二から一、四一二五に倍増する見通しとの報告でありました。今回は領土の面積には影響ないとの事でしたが、領海や排他的経済水域を基礎づける国境離島の管理保全は群島国家日本にとつて安全保障上大変重要であり、今後更なる調査を進めて頂きたい所です。(神政連佐賀県本部幹事長)

◆◆神青会たより◆◆

去る二月二十四日午後四時より神社庁二階会議室において、役員改選にかかる佐賀県神道青年会臨時総会が役員

および会員十九名出席の下、また来賓として徳久俊彦神社庁長様にお越し戴き開催された。

会議は次第に則り執り進められ、開会の辞を田中寛美副会長が述べ、神宮並びに皇居遥拝、国歌「君が代」斉唱、敬神生活の綱領唱和、と進み、古川勝茂会長が挨拶、来賓紹介の後、徳久庁長さまより御挨拶戴き、議事へと入った。①議長として前中俊二会員が事務局より指名され登壇、②出席・委任状を含め定数の確認により会議が成立することが宣言された。③議事録作成人及び署名人が指名された後、④として次期会長選出の件を上程、古川会長よりこれまでの話し合いの経過の報告があった後、川浪雅英会員が次期会長に推薦された。議長が議場に異議の有無を諮った

後、異議なきに より承認され、次期会長には川浪雅英会員が選出された。川浪会員より抱負を含めた挨拶が述べられ、議題を終えた。⑤その



他を議場に諮った後、議長降壇。議事を終えた。

梶田匡祐会員先導による聖寿万歳の後、武雄栄門副会長が閉会の辞を述べ、全ての次第を終えた。

事務報告

【任免】

■日枝神社宮司 野崎 洸史
兼ねて佐賀県神社庁参事に任ずる
令和五年三月一日

【研修修了報告】

■第二十一回神道政治連盟時局対策連絡会議
一、期 日 令和五年二月十四日(火)
一、場 所 参議院議員会館
一、修了者 唐津神社禰宜 戸川 健士

■全国教育関係神職協議会

一、期 日 第一一回九州地区研修会
令和五年二月二十五日
〜二十六日
一、会場 東洋館
一、修了者 中山神社宮司 安部 眞彦
春日神社権禰宜 宮本 公二
富松神社宮司 久田松和則

温泉熊野神社宮司 下岸 良助

八幡神社宮司 永井 正文

熊野神社宮司 五條 元滋

吉田大神宮宮司 石川 照朗

篠山神社宮司 山田 茂人

調殿神社宮司 法元 紘一

倉岡神社宮司 仁鎌 勝朗

高屋神社禰宜 川越 篤

佐俣阿蘇神社宮司 船原 千廣

熊本県神社庁参事 谷川林之助

熊本県神社庁参事 菊池 明美

八坂神社宮司 山口 良弥

熊野神社宮司 石橋 明彦

熊野神社禰宜 石橋 雅彦

若宮神社宮司 山邊 和之

若宮神社禰宜 山邊 生尚

佐賀県神社庁録事 名和 長高

一、参加者

日枝神社禰宜 日吉 照彦

【御垣内特別参拝許可願申請】

■松岡神社宮司 有森 龍弘
・参拝日 皇大神宮
令和五年二月二十三日

豊受大神宮
令和五年二月二十三日

・員数 代表 釘尾 大 他八名

寄贈書籍等目録及び御芳名

自 令和五年 二月 一日
至 全二十八日

- ・かひがね 第二〇〇号 山梨県神社庁 様
- ・社報あつた 第二七七号 熱田神宮 様
- ・高知県神社庁 第八五八号 高知県神社庁 様
- ・庁報やまぐち 第一四九号 山口県神社庁 様
- ・神青協通信 第一四六号 神道青年全国協議会 様
- ・社 第一五五号 京都府神社庁 様
- ・清政 第七三号 竹駒神社 様
- ・すいとく 第八二三号 鹿児島県神社庁 様
- ・鹿児島県神社庁報 第七七号 鹿児島県神社庁 様
- ・埼玉県神社庁報 No.二四三 埼玉県神社庁 様
- ・瑞垣 第二五四号 神宮司庁 様
- ・伊勢神宮未刊行資料集(文献篇) 皇學館大学研究開発推進センター

・肥前の鳥居 神道研究所 様
― 肥前鳥居等の発生と展開

・みづがき 第二二五号 久村貞男 様
宮城県神社庁 様

・北海道神社庁報 第一二七六号 北海道神社庁 様
・教化ニュース 第一五八号 北海道神社庁 様

・徳島県神社庁報 第一七三号 徳島県神社庁 様

・すいとく 第八二四号 竹駒神社 様
・大三島宮 第二〇八号 大山祇神社 様

『書籍紹介』

國學院大學文学部史学科を卒業の後、佐世保市に奉職され長く文化財の調査等に携わってこられた、佐世保市在住の久村貞男氏におかれては、この度、「肥前の鳥居―肥前鳥居等の発生と展開」と称してその成果を纏められ、今回神社庁へ御寄贈戴き、また御依頼がありましたので、関係各位にご紹介致します。

※宮司様にチラシを同封いたします。

第62回佐賀県神社関係者大会開催要項

- 一、期日 四月二十七日 (木・仏滅)
- 一、会場 鹿島市生涯学習センター 「エイブル」
- 一、主催 佐賀県神社総代会
- 一、定員 約三〇〇名 (会場ホールの都合上)
- 一、正式参拝(※役員のみ) 午前九時半
- 一、受付 於 祐徳稻荷神社 午前十時
- 一、日程 午前十時半：開会
○式典及び定例表彰式
午前十一時二十分
○講演
※講師は選定中。
午後零時五十分：閉会
午後一時：解散
※解散後は昼食弁当を配布。
※追って案内を致します。
※支部幹事様には参加者取纏めをお願い致します。